

議 第 1 1 号

特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例
の制定について

本市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例を下記
のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 1 7 日 提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正す
る条例

新潟県柏崎市特別職の職員の退職手当支給条例（平成 3 年条例第 3
0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「特別職の職員が」の次に「任期満了により、又は
任期の中途において」を加え、同条第 2 項を削る。

第 3 条の 2 中「前条第 1 項」を「前条」に改める。

第 5 条第 1 項中「特別職として」の次に「一の任期内において」を
加え、同条第 2 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日に在職する市長、副市長及び教育長であって、
改正前の第 3 条第 2 項の規定により退職手当が支給されていないも
の（以下この項において「市長等」という。）については、改正後
の第 3 条及び第 5 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日の属
する任期前の市長等の任期ごとの退職手当の額を合算した額を退職

手当として支給する。

- 3 前項の任期ごとの退職手当の額は、当該任期に係る退職の日における給料月額に当該任期に係る在職月数（当該任期の初日から起算してこれに相当する日の前日までを1月として計算した在職月数をいう。）を乗じて得た額に新潟県柏崎市特別職の職員の退職手当支給条例第4条第1項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 前2項の規定による退職手当の支給については、これらの規定に定めるもののほか、新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（昭和29年条例第7号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第2条の3第2項中「職員が退職した日」とあるのは、「新潟県柏崎市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）の施行の日」とする。

新潟県柏崎市特別職の職員の退職手当支給条例（平成3年12月20日条例第30号）

改正後		改正前
(退職手当の支給)		(退職手当の支給)
第3条 この条例の規定による退職手当は、特別職の職員が任期満了により、又は任期の中途において退職した場合、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。		第3条 この条例の規定による退職手当は、特別職の職員が退職した場合、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
2 特別職の職員が退職した場合において、その者が退職の日の翌日に再び前職と同じ特別職の職員となったときは、前項の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。		2 特別職の職員が退職した場合において、その者が退職の日の翌日に再び前職と同じ特別職の職員となったときは、前項の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。
(遺族の範囲及び順位)		(遺族の範囲及び順位)
第3条の2 新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（昭和29年条例第7号。以下「一般職の条例」という。）第2条の2の規定は、前条に規定する遺族（以下「遺族」という。）の範囲及び退職手当を受けるべき遺族の順位について準用する。		第3条の2 新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（昭和29年条例第7号。以下「一般職の条例」という。）第2条の2の規定は、前条第1項に規定する遺族（以下「遺族」という。）の範囲及び退職手当を受けるべき遺族の順位について準用する。
(在職月数の計算)		(在職月数の計算)
第5条 退職手当の算定の基礎となる在職月数の計算は、特別職として一の任期内において在職した期間について、特別職の職員となった日から起算してこれに相当する日の前日までを1月として行う。この場合において、在職月数に1月に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。		第5条 退職手当の算定の基礎となる在職月数の計算は、特別職として在職した期間について、特別職の職員となった日から起算してこれに相当する日の前日までを1月として行う。この場合において、在職月数に1月に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
2 特別職の職員が退職した場合において、退職した日の翌日に再び前職と同じ特別職の職員となったときは、前項の規定による在職月数の計算については、引き続き在職したものとみなす。		2 特別職の職員が退職した場合において、退職した日の翌日に再び前職と同じ特別職の職員となったときは、前項の規定による在職月数の計算については、引き続き在職したものとみなす。